

## 日本国国土交通省及びサウジアラビア観光省間の 観光協力に関する覚書

日本国国土交通省及びサウジアラビア観光省（以下、個別に「側」といい、総称して「両側」という。）は、

両国間の強固な関係を支持することを望み、

両国間の経済発展及び相互理解を促進する上での観光の重要性を認識し、

両国で施行されている法律及び規則に沿って、観光分野における協力を強化することを目指し、

以下の認識で一致した。

### 第1項

両側は、それぞれの法律及び規則に沿って、自らの地域の伝統及び社会的価値を尊重し、並びに国際的な義務に沿って、両国における持続可能な観光開発を達成するために、観光分野における両国間の協力を促進することを目指す。

### 第2項

両側は、以下の観光分野における情報及び専門知識を交換する。

- 1- 観光分野における諸規則。
- 2- 観光関連のデータ及び統計、並びに革新的な収集及び分析手法。
- 3- 両国における展示会及びその他観光振興関連イベント・活動。
- 4- 観光開発、観光計画、及び観光投資。
- 5- 宿泊施設及びリゾート施設の審査及び運営。
- 6- 観光における技術革新および拡張現実。
- 7- 両側が合意したその他の観光の領域。

### 第3項

両側は、両国における観光投資の機会を認識し、観光分野における相互の投資を促進する。

両側は、両国における観光交流の重要性を認識し、相互の観光客の往来拡大を促進する。

両側は、必要に応じて、これらの事項における協力の手法に関する諸問題について協議を行う。

### 第4項

両側は、観光開発に貢献し、及び共同の観光構想の具体化に向けた協力に貢献するため、それぞれの国の観光事業者に対し、共同の観光計画及び活動の提供並びに両国で開催される展示会及び会議への参加を奨励する。

#### 第5項

両側は、観光分野における人材の教育、育成及び資格認定のため、両国間の情報及び専門家の交換促進について協力する。

#### 第6項

両側は、観光サービスにおけるデジタル技術及び問題解決をもたらすようなデジタル変革に関する共同イニシアティブの促進において協力する。

#### 第7項

両側は、両国の観光事務所間の連携及び他方の側のマーケティングや宣伝に協力することを通じ、両国における観光活動を促進する。

#### 第8項

本覚書の下で、本覚書から、又は本覚書に関連して生じるいかなる紛争についても、両側の間の協議及び交渉により円満に解決される。

#### 第9項

本覚書は、国際法上のいかなる法的な権利及び義務をも生じさせない。

#### 第10項

- 1- 本覚書の下での協力は、本目的のために必要な手続の完了を相互に通知するための両側の間で取り交わされる、外交経路を通じた最後の通知から 30 日後に開始する。
- 2- 本覚書の下での協力は、その開始の日から 5 年間継続し、外交経路を通じた 6 か月前の書面による通知によりいずれかの側が、終了しない限り、自動的に更新される。
- 3- 本覚書は、それぞれの法律及び規則に沿って、両側の相互の合意により更新されることができる。
- 4- 本覚書の終了は、進展した又は進展中の計画若しくはプロジェクト又は本覚書から生じる未解決の権利又は紛争に影響しない。

本覚書は、2023 年 7 月 16 日（日）に相当するヒジュラ暦 1444 年 12 月 28 日にジッダで署名され、日本語、アラビア語、及び英語の原本 3 通はすべて同等の価値を有する。変更がある場合には、英語の本文が優先する。

日本国国土交通省

サウジアラビア観光省

斉藤鉄夫  
大臣

アフマド・A・ハティブ  
大臣